

(技術専門学校条例の一部改正)

2 技術専門学校条例(昭和39年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中 「長野県飯田技術専門学校 飯田市
長野県伊那技術専門学校 上伊那郡南箕輪村」 を 「長野県飯田技術専門学校 飯田市」 に改める。

人材育成課

長野県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第39号

長野県建築基準条例の一部を改正する条例

長野県建築基準条例(昭和46年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第103条」を「第107条」に改める。

第12条中「法第27条第1項ただし書の政令で定める技術的基準」を「政令第112条第1項に規定する1時間準耐火基準」に、「特定準耐火構造」を「1時間準耐火構造」に改める。

第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項第2号、第24条、第30条第4項及び第32条第4項中「特定準耐火構造」を「1時間準耐火構造」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

建築住宅課

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第40号

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例

県営住宅等に関する条例(昭和35年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第21条の」を「第40条の」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

建築住宅課公営住宅室



長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第44号

長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収

の報告に関する規則の一部を改正する規則

長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則(平成25年長野県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第20条第1項第1号」を「第20条第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第3条第1項、第19条又は第32条第1項の規定による消費期限又は賞味期限について、これらの規定により表示すべき期限よりも後の年月日を表示した場合
- (2) 食品表示基準第3条第2項、第19条又は第32条第2項に定めるアレルギーの表示の基準に従った表示がされていない場合
- (3) 食品表示基準第3条第1項、第18条第2項、第19条、第21条又は第32条第1項に定める保存の方法の表示の基準に従った表示がされていない場合

第3条第2項中「第20条第1項第2号」を「第20条第1項第3号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課